

## 第 11 回 昭島市男女共同参画プラン審議会会議録

1. 開催日時 平成 23 年 1 月 31 日 (月) 開会 午後 6 時 30 分  
閉会 午後 8 時 00 分
2. 場 所 市役所 庁議室
3. 議 題 (1) パブリックコメントの意見について  
(2) 昭島市男女共同参画プラン答申素案について

平成 23 年 1 月 31 日 午後 6 時 30 分 開会

会長

第 11 回昭島市男女共同参画プラン審議会を開催いたします。

本日の日程 1. パブリックコメントの意見について、皆様のところにも届いていたと思いますが、パブリックコメントの意見がいくつか来ていました。その意見について審議会としての考え方を委員の皆様からご意見をいただいて事務局の方でまとめたので、説明をしていただきたいと思います。

事務局

よろしくお願いいいたします。男女共同参画プラン素案に係るパブリックコメントの結果についてです。平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 1 月 4 日まで実施いたしました。1 団体と 5 名の方から 21 件のご意見をいただきました。提出方法は、メールが 3 通、郵送 2 通、持参が 1 通です。性別は、女性 4 名男性 2 名となっています。では、資料の説明をさせていただきます。該当ページ等は省略させていただきます。

1 番の意見です。「プランには、男女共同参画の意義を広く周知するために、以下の資料編を追加する。男女共同参画社会基本法、男女共同参画に関する年表を載せてください」という意見です。委員の意見では、「資料編として差し込みが可能であれば追加していいと思う」というご意見でした。審議会の考え方は、「昭島市男女共同参画プラン素案においては、資料編は掲載しませんでした。本計画書においては、資料編もあり、ご指摘の資料も含め掲載いたします。」との回答としました。

2 番の意見です。『女子差別撤廃条約』の『女子』という表記を『女性』に改めるべき。現在では、『女性差別撤廃条約』の表現が多くの自治体で用いられているため、表記は変えたほうがいい」との意見です。委員の意見としては、「可能ならば取り入れるとよいのではないか。」「指摘のとおり、女性差別と記載されている。」との意見をいただきました。事務局の方で調べましたが、23 区では「女子」の表記が 15 区、「女性」が 1 区です。計画書中に言葉が出てこない区が 6 区、「女子、女性」を混合して使用しているのが 1 区です。26 市においては、「女子」が 17 市、「女性」は 0、「女子、女性」の混合が 2 市です。記載のない市が 6 市でした。このことと、国の表記も参考にしまして、審議会の考え方としましては、「ご指摘のような見方もあると思いますが、条約の正式邦訳『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』及び国の表記等を参考にしながら、『女子差別撤廃条約』と表記いたします。ご理解をお願いいたします。」との回答としました。

3 番の意見です。『～尊重され ～差別を受けず』という表現だが、『受け身』だけでよいのか。尊重する。差別をしてはならないという積極的な表現も必要ではないか。」との意見です。委員の意見は、

「P14に『男女がお互いを尊重し』とあるように、『男女が個人として尊重し、いかなる差別もしない、受けない、一人ひとりの人権を尊重する社会の実現をめざします。』のように自発的な表現にしてはどうか。」「意見に納得できる」「表現の問題かもしれないが、積極的な表現の方が望ましいかもしれない」との意見をいただきました。審議会の回答としまして、「ご指摘のとおり、人権の尊重に基づく施策は積極的な取組みが重要と考えます。基本理念の『人権の尊重』においては、この計画の目指すものとして表現しておりますので、ご意見を踏まえ、表現を『男女が互いに個人として尊重し合い、いかなる差別もされず一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。』と改めます。」としました。

4番の意見です。目標指標についてですが、「『男女共同参画社会基本法』を知っている人の割合の現状値が10%未満だからと言って、10年後の目標値が30%というのは少ないのではないかと。せめて50%にして、10年間の啓発活動の目標にするべき。」との意見です。委員意見では、「現状の数値を考えると、30%でいいのではないかと。」意見に賛成する」との意見がありました。「目標指標は、ひとつの目安として位置づけています。男女共同参画の推進のためには、まず関連法令から啓発していくことが必要と考えます。目標数値については、現状値9.3%と『男女平等に関する市民意識・実態調査』による昭島市の現状を踏まえ、実現可能な範囲で設定させていただきました。10年間の啓発活動においては、目標値30%を上回るように、取り組むものと考えております。ご理解をお願いいたします。」との回答とさせていただきました。

5番の意見です。「メディアリテラシー教育は、大人の『平等意識形成』に有効なのはもちろんだが、子どもたちにはより『学習効果』が期待される。『社会教育』だけでなく『学校教育』の事業にもぜひ取り入れるべき。」との意見です。委員の意見は「検討する必要があるのではないかと」という意見がありました。審議会の考え方としましては、「ご指摘のとおり、メディアに対して読み解く力の学習は重要と考えます。本計画の目標の3主要施策において、『学校教育の場における男女平等教育・学習の推進』に取り組んでいます。その事業展開の中でメディアリテラシーをはじめ、男女平等の視点に立った教育・学習について、担当課と連携し進めていくものと考えております。」といたしました。

会長

ありがとうございました。意見の1から5ということで、目次、基本的考え方、目標「人権の尊重と男女平等意識を育む社会づくり」の部分です。

「審議会の考え方」ということで、皆様の合意をいただかなければなりません。いかがでしょうか。

委員

2番の意見、「女性」なのか「女子」なのかということところです。私は、実は最初は「女性」という言葉の方がふさわしいのではないかと思いました。事務局からの資料を見て、どこから「女性」と使われているのか、「女性」と「女子」の違いなどを調べてみました。結局は和訳の仕方の問題ということに行きつき、内閣府の正式表現が「女子」ということで「普段『女性差別』と言われているから各自治体では『女性差別』という言い方をしているが、正式には『女子』」という文面も見つけました。ですから、本当は差別のように思っていたのですが、国の最初の和訳の仕方ですべて統一されているということであればこのままの審議会の考え方でいいと思いました。

もう一つは、「男女共同参画社会基本法」の目標値の設定についてです。今学校教育の中ではこれがかかり入れられている。すでに学校教育では男女共同だということが行われていると言っていました。そうすると10年後というと今の小学6年生は20歳を過ぎています。そうしたら30%ではおかしいの

ではないかという疑問を持ちました。学校教育でこういったことがすでに浸透していたら、10年後であれば、もっと浸透していてもいいのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

会長

「10年後であれば目標値をもっと上げてもいいのではないか」ということですね。

委員

そうです。

会長

2つのご意見をいただきましたが、他にいかがですか。

まず、2番の意見についてのご意見はありますか。「女子差別撤廃条約」の「女子」を「女性」にするかということに関してですが、先ほど事務局からも説明がありましたように、他の都内の自治体でみると、「女子」が多いです。私も個人的には「女性」が好きですが、国の訳とか役所の立場としてはやっぱり女子なのかなというように思っています。

委員

「woman」をどう訳すかですね。同じ意味ですよ。

会長

もともと国で労働省があったときも「女子、婦人」という言い方で、ようやく「女性」に変わりました。ここで「変えるぞ」と言わないとなかなか変わらない。今までの訳に関してはそのまま通すということなので、これは「女子」でもいいように思っています。いかがでしょうか。後でご意見があったらどうぞ。

それから4番の意見のところですね。委員がおっしゃったのは目標値です。P16にあたるのですが、今男女共同参画ということが小学校から入れられているので30%より高くていいのではないかという話です。でもそれは、男女平等教育があるというだけであって、「男女共同参画社会基本法」について学んでいるという訳ではないです。どうでしょう。

委員

基本法があるから男女平等にやっているということですよ。そこがイコールにはならないとは思いますが。

会長

法律だとちょっと離れているような感じはします。10年経っても法律名としてはあまり馴染みがないのではないかと心配はあるのですが。

委員

おそらく小学生は基本法については知らないと思います。教育としてそういう名前で教育されているかということ、そうではないと思います。男女平等の考え方はだいぶ浸透していると思いますが。

委員

今、昭島の人口は10万人ぐらいです。それで今、成人式は、1,000人弱です。ということは、年齢的には1%の人たちなので、その人たちが小学生で10年後と考えるとだいたい10%ぐらいが知っているようになるわけですから、現在20%の10年後10%増の30%という考え方はどうでしょうか。小学校から教育していれば自然に10%は伸びるということになります。

委員

それは、今の小学生を対象にして自然に10%伸びるということですよ。

委員

男女が平等であることを知っているかということ、みんな知っています。これは設問の仕方が違うと思います。「男女共同参画社会基本法を知っているか」という設問ですから、このままの目標値でいいと思います。

会長

「男女共同参画社会基本法」がでてくるのは、高校の公民の教科書です。小学生ではちょっとどうかと思いますが。

委員

「10年間でもっとアップして欲しい」というのが希望ですけれども。

会長

それはわかります。

委員

そこに向かうにはどうしたらいいのかという手段の部分ですね。

会長

希望はありますが、目標値としてあげておくときは、このぐらいが妥当だと思います。

他に意見はありますか。

委員

「女子」と「女性」の件ですが、今区や市で「女性」という言葉を使用しているところは少ないとこのことでしたが、今まで「女子」という言葉だったのが、区や市で少しずつ「女性」という言葉を使い出したということです。例えば、5年後、10年後に「女性」という言葉を使うところが増えていったとしたら、昭島市としては「女性」を使うのかということになると思います。ですから、「女性」という言葉の方がいいと皆さんが思うのであれば、先取りではないですけど、「女性」という言葉を使ってみるのもいいと思います。いずれ、「女性」という言葉を使用するようになるのであれば、早いうちから使っていたとみてもいいのではないのでしょうか。

会長

そういう考え方もありますね。他の方はいかがでしょう。

委員

主観的には「女性」が好きですね。

委員

これは、固有名詞ではないのですか。中の文章で「女子」という言葉を意図的に使っているかという別に使ってはいません。これを「女性差別撤廃条約」としたら「前の法律と違うのかな」と思う人が出るのではないのでしょうか。私はそちらのほうが心配です。解説の文章で「女子」という言葉を使用しているのであれば、それは議論してもいいですが、「女性」と記載していますので、「女子」のままでもいいと思います。

会長

いつもこれはそうなのですが、「女性」と書いたら「注」として、「元は『女子』と訳されています

た」というような説明が必要だと思います。個人的なものを書くときに「女性」と記載しておいて「注」を書くというのは可能ですが、どうでしょうか。

委員

「女性」と書くのであれば「昔はこのように言っていました」とか「世間一般ではこう言っています」というようなかっこ書きがあればいいと思います。

事務局

今言っていた委員の解釈が一般的だと考えています。通称名を引用して、その後の部分でも何力所か使っていますから、あくまでも条約の名前が正式名になります。その名前が長いのでかっこ書きで短く表現しているわけですから、その方がいいと事務局では考えています。

会長

という市側の意見ですので、この件に関しては「女子」ということでいきたいと思います。

では、続きをお願いします。

事務局

目標 についてです。

6番の意見です。こちらは要約しますと、「昭島市ではDVの認識が低いと感じる。傷ついた状態で探りを入れるのは心身の負担が大きいので、正しい知識を発信して欲しい。また、被害者の早期救済、自律支援等について『受け身』ではなく、積極的に取り組んでもらいたい」という意見をいただきました。委員からは、「目標 に『配偶者等からの暴力の防及び被害者支援と男女の健康支援』を大きく掲げていて、新規事業も多くとりいれられているため、問題はないと思う」「どのように発信していくかの方法論だと思う」との意見をいただきました。審議会の考え方としましては、「ご指摘のとおり『DVへの気づき』が遅いことにより潜在化しやすくなり長期化も懸念されます。第3章1計画の性格(P8)にもあるように、目標 『配偶者からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援』については、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』に基づく『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)』となっています。この計画に基づき、積極的に、配偶者からの暴力防止のための広報・啓発及び被害者の早期救済、自律支援等について、取り組んでいくものとしています。」としました。

7番の意見です。『DV防止法を知っている人の割合』とあるが、漠然としているのではないが、効率よく認知度を高めるためにも、男女比、年代別、職業毎・DV法改正の認知割合の項目なども調査し、掲載して欲しい」ということです。委員の意見です。「目標値としては『知っている人の割合』でいいと思う。男女比についてもP26の表でわかるが、その他についても掲載してもよいのではないか。」「実態調査は今後されるものと認識しているため、その結果をもとに見なおしをする際検討されることを期待する。」ということでした。審議会の考え方は、「平成21年度に実施しました『男女平等に関する市民意識・実体調査』報告書に、男女別、年齢別を記載の報告があり、この調査結果を参考といたしました。本計画書の目標 主要事業 21『市民意識調査の実施』とあるように、今後意識調査を行う中で、調査結果を報告していくものとしています。」としました。

8番の意見です。『教職員に対する研修の実施』とあるが、教職員だけではなく医療従事者への研修も行って欲しい。実際に暴力を受けた際の『被害の発見』のみならず、『医療従事者もDVの認識がある』という認識が広まることで、被害者やその周囲の人が『言える・相談できる場所』が増えるこ

とになると思われる」ということです。委員の意見は、「指摘に納得がいく」「医療関係との連携は重要な課題と感じる。その試みが市民に伝わるような表現がプランの中にあるとよいのではないか」「必要な課題だと思うが、各事業所に発信はできて実施の段階には困難性があると思う」ということでした。審議会の考え方については、「ご指摘のとおり、暴力などによる被害者が駆け込む医療機関との連携は重要と考えます。目標の主要事業 57『東京都女性センター及び警察等とのDVに関する連絡協議会の設置』を明記しています。協議会を通して医療機関等に対しても積極的に情報提供を行い、関係機関が共通認識を持ち、相談、保護できるよう取り組むものと考えています。」ということです。

9番の意見です。「DV被害を受けた人のうち、『相談した人』の割合とあるが、相談した割合をあけて目標値を設定するよりも『相談しなかった理由』を把握し、その対策を検討して欲しい。DVに気づく人は少なく、その中で相談する人はさらに少数であるため、同じ目標値を設定するのであれば焦点を『相談しなかった人』に当て、その割合を減らす事を目標にして欲しい」ということです。委員の意見としては、「P29『暴力についての相談の有無』の表を見ると、暴力を受けたとき相談しなかった人の割合が多いのがわかる。P30(1)配偶者からの暴力などによる被害者の安全確保と自律支援(2)関係機関との連携と相談体制の充実という施策においては、相談しなかった人へ焦点をあてているので、問題はないと思う」「相談しなかったのではなく、出来なかったかもしれないので、心理的にも難しさがある。どのように取り組むのか考えることは必要だと思う。」とのことでした。審議会の考え方としましては、「ご指摘のありましたDV被害を受けて相談しなかった人、相談できなかった人に焦点をあてて対策を検討していくことはDV対策として重要と考えます。『男女平等に関する市民意識・実態調査』においては、相談しなかった理由を調査し、その結果に基づいて対策を検討しておりますので、ご指摘の点も視野にいれた上で、目標値を設定しました。目標指標は一つの目安として位置づけており、DV被害者への相談窓口の認知度を高めるために『相談した人』に焦点をあてております。ご理解をお願いいたします。」としました。

10番の意見です。「新たな事業として『被害者の自立に関する支援の実施』とあるが、住環境などの生活基盤もさることながら、市町村のDV関連事業において、新規事業段階での『二次被害』(間違えた対応により被害者を更に傷つける)が多く起きているため、精神面『心のケア』が第一に必要であるという事を念頭に置き、検討して欲しい。委員の意見では、「意見と同様に思う」「今後の課題ではないか」ということです。審議会の考え方は、「ご指摘のとおりDV被害者の支援には、安全確保、生活環境等の支援と並びこころのケアは重要と考えます。相談窓口においてもカウンセリングの重要性を認識し、都や関係機関との連携を図り、広域的な課題として検討していくものと理解しています。」ということです。

11番の意見です。「配偶者からの暴力被害者の安全確保と自立に向けた支援は特に緊急性が高く、早急な対策の実施が望まれているが、プランでは優先順位は示されていない。限られた財政状況の中、ある程度プランの実実施スケジュールが読み取れるような形で提示して欲しい」とのことです。委員の意見は、「意見と同様にプランの優先順位に関して示して欲しいと思うが、プランの中に掲載が必要かどうかは疑問」「『この素案の文章ではあいまいな表現が多く、しかも長いので、自分の生活に関連する話だと思えるまでには、相当の時間と忍耐を要する』と知人に言われた。今の時点で表現を変えるのは困難だと思うので、今後の課題にしてはどうか。委員として非力を感じる。DVの緊急度は既成の事実であるが、『緊急課題として』とか『優先的に』などの文言が文中に入るとよいのではないか」

ということです。審議会の考え方は、「限られた財政状況の中で、実施計画において優先的に順位をきめながら予算化に結びつけていくものと考えています。」ということです。

12番の意見です。「相談体制について、充実させるとあるが、昭島市は他の市町村に比して圧倒的に窓口が限られている。限られた相談手段と日時では、被害者が都合をあわせなければならない。相談日時に幅を広げる、アクセス方法を増やす(メール相談)などの対策を早急に検討・確立して欲しい。」ということです。委員意見としては、「意見と同様に思う」「この意見を事業にいかせるといいと思う」ということです。審議会の考え方としては、「本計画の目標 2の主要施策において、相談窓口の周知を図るとともに、国や都、関係機関等による連携の強化を推進し、被害者が相談しやすい環境づくりのための相談体制の充実を図ることとしています。具体的な方策につきましては、今後十分に検討していくものと考えています。」としました。

13番の意見です。「主要授業 59『学校教育における性教育の推進』について、他の市町村においては、ややもすると過激な性教育が行われているということを耳にする。もし当プランで推進するのであれば、市民、特に保護者の方々には、その内容を具体的にオープンにしておくことが必要ではないか。」という意見です。委員の意見としては、「意見と同様に思う」「内容はオープンなものではないのか」ということです。審議会の考え方は、「主要 59『学校教育における性教育の推進』につきまして、保健体育をはじめ各校の教育課程で実施しております。男女が互いの性について理解し、尊重し合いながら健康に生きていくことは、男女平等を推進するための前提となるものです。ご指摘のありました過激な性教育を危惧されていることも踏まえ、学校公開などの機会を通じて実施するなど、各年代に応じて性に関する正しい知識を身につけるよう担当課とも連携を図りながら、事業を展開していくものと理解しています。」ということです。

会長

ありがとうございます。目標 1に関してここはたくさんのご意見をいただいているのですが、いかがでしょうか。この部分に関しては、DV防止法の関係で市町村のDVの計画になっていますね。

委員

9番の意見に対してです。考え方としてはいいのですが、文章としてわからなかったのが「検討しておりますので、ご指摘の点も視野に入れた上で」と続いているのですが、「おります。」と文章を区切った方がわかりやすいと思います。また、もうひとつ気になったのは、12番の意見のところで、「具体的な方策につきましては、今後十分に検討していくものと考えています。」としていますが、「後は知らないよ」というような意味に感じませんか。審議会ではこう考えていますが、後は市がやることだから。」というようなニュアンスに感じます。

会長

全体的にそういった感じがしますね。

委員

それならどうするのだろうということまで踏み込めないですね。

会長

それは、よくわかります。ただ、審議会としては言い切れない部分がありますね。

委員

わかりますが、ちょっと無責任な感じがします。

会長

気にはなっていたのですが、審議会が事業を行う訳ではないので「～をしていきます」と言い切ることはできませんので、仕方がないと思っていました。

委員

本当に読んでいて疑問に思います。「課題として検討していくものと理解しております」というような表現になると、なんだか投げられてしまい、事業としてはどうしていくのかというところが見えてこないです。

委員

例えば、「行政側をお願いします」というような表現とかはどうでしょうか。

12番の意見に対しては、「今後十分に検討していくよう行政側をお願いします」というのはどうでしょう。

事務局

市の回答としては、「検討していきます」のような表現になるのですが、審議会の考え方ということになると市の回答とは異なると考えこのようになりました。

例えば、「具体的な施策については、市が施策を遂行していく中で検討すべきものである」というように、もう少し、読んだ人に審議会としてのメッセージが伝わるような表現に考え直したいと思います。

会長

全体的な見直しをお願いいたします。

委員

同じ意見で、8番の意見「医療機関への研修をしないのか」という問いに対して、関係機関と連携しますと言っているので回答になっていない気がします。「市としてはやらないが、こういった体制ができています」というように、わかりやすく変えてほしいと思います。

事務局

直接はできないけれども、そういった機関を通じて間接的にやっていくというイメージですよね。

この回答については、担当課と具体的に実施可能かどうかという点で調整しています。答えに責任をもたなければならないので、どこまでが行政がやることなのかということも踏まえて、医療機関の方もメンバーに入っている会議を通じて情報を共有することで、一定量ご指摘いただいていることにも踏み込めると思います。パブリックコメントの目的とは、それに対して、できることは取り入れていくけれども、無理なことはやりますとはお答えできないです。

パブリックコメントについては、行政が行う場合と、審議会が行う場合があります。行政が行った場合には、行政の考え方を一定量書けるのですが、今回は審議会の名前で行っていますから、あくまでも審議会がお答えするのが基本になります。それで少し第三者的な書き方になっているところがあります。

副会長

審議会が直接事業を行う訳ではないので、こうしますということは言えないのですが、審議会は理念を議論していくところですから、「～をすべきだ」という言い方をパブコメでもいいと思います。そういう意味でこういった書き方になったと思いますが、混乱を招くと思います。「するべきだ」とし、



昭島市はするべきだと考えています。それを私たちが代弁していますということでもいいのではないのでしょうか。積極的に情報提供は行っていくわけです。そして、関係機関が共通認識をもつということも支えていく。こういう風にサポートしていくものと考えています。というようにすれば、内容は変わらず伝えることができると思います。

会長

審議会では積極的な態度を示すということによろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。  
では次に進みます。

事務局

14番の意見です。こちらは、男女共同参画センターの設置に向けての意見です。「現在の男女共同参画ルーム『おあしす』を『男女共同参画センター』として設置するべきである。また、『検討を進める必要がある』との表現になっているが、この表現では、複合施設の検討には初めから考慮されていないことになるのではないか」という意見です。委員の意見では、「意見に賛成する。『検討を進める必要がある』という文章は、あまり期待が持てないように感じるので、『男女共同参画センターの設置を検討します』としてはどうか。「センターとしての設置は期待したいが、市の回答はどうか」という意見でした。審議会の考え方では、「本計画の目標 の主要事業 136『男女共同参画センター設置の検討』を明記しています。また、社会教育複合施設の建設においても男女共同参画センターを視野に入れて検討が始まっていますので、ご意見を踏まえて、『男女共同参画センターの設置に向けて検討をすすめていきます。』と表現を改めます。」としました。

15番の意見です。「『市民の積極的な参画により～』という表現はあいまい。「公募市民を含む」など、市民参加を保証して欲しい。」という意見です。委員の意見は、「意見に賛成する」「表現の問題だと思う」ということです。審議会の考え方は、「ご指摘のとおり、市民参画による計画の推進が必要であると認識し、現在も審議会、推進委員会等の委員に公募市民の方々に参加いただいています。審議会は条例で、推進委員会については要綱で公募市民を含んで組織することが明記され、市民参加は保証されているため、本計画においては、『市民の積極的な参画により』という表現にしています。ご理解をお願いいたします。」としています。

16番の意見です。こちらの意見は要約しますと、「当プランを推進することにより、古きよき時代の習慣が捨てられてしまうのではないか。また、少子化が加速される心配はないのか。」という意見です。委員の意見です。「意見と同様に感じる。性差による向き、不向きはいつの時代も埋まらないと思い、またその特徴を生かした割合を担うのは決して悪いことではないと思う。しかし、継続してその時代にあった変革を促していかないと、ますます性差は離れてしまうのではないか。『男女共同参画プラン』を策定、実施、評価し見直していくことは重要だと思う。」「鋭い指摘ではあるが、世界の流れの認識の違いもあり、検討課題ではないか。」ということです。審議会の考え方は、「本計画は、男女共同参画社会の形成を目指すものであり、一人ひとりの立場、環境が異なり、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、性差によって差別されることなく自由に選択することができる社会を目指しているものです。男性は仕事、女性は家事・育児というように、男女が活動や生き方を選択する際に影響を及ぼすような、固定的な性別役割分担意識の考え方を反映した制度や慣行を見直すという考えのもと、本計画を考えました。ご理解をお願いいたします。」としました。

17番の意見です。「『参画する社会』『参画できる社会』のどちらを目指しているのか。『参画できる

社会』をめざしているのであれば、それは行き過ぎではないか。個人の自由を保障している憲法に抵触しているのではないか。」という意見です。委員の意見です。「『参画できる社会』『参画する社会』どちらも同時に目指していいと思う。『参画できる社会』に向けて具体的な施策と事業は設定されていると思う。また、『個人の自由、個人の権利』を侵害している内容はこのプランには乗ってはいないと思う。目標指標に関しては、強制するものではないと思う」「鋭い指摘ではあるが、世界の流れの認識の違いもあり、検討課題ではないか」ということです。審議会の考え方では、「本計画は、男女共同参画社会の形成を目指すものであり、一人ひとりの立場、環境が異なり、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、性差によって差別されることなく自由に選択することができる社会を目指しているものです。そのため、基本理念において、『自らの意思で参画する社会づくり』と市民と行政が協働することで『男女がともに参画できる地域づくり』の両方を掲げています。個人の権利としての自由を侵害するのではなく、性別により差別されないなど、個人の自由を保障するものと考えております。ご理解をお願いいたします。」としました。

18番の意見です。こちらはパブリックコメントに対しての意見です。「パブリックコメントの資料を少なくしてほしい。知りたいのは、これまで実施されている事業がなぜ継続や充実になっているかということ。また、カタカナ語が多いと感じる。説明が必要な言葉はできるだけ使用しないようにしてほしい。」ということ。審議会の考え方は、「パブリックコメントにつきましては、『昭島市男女共同参画プラン素案』に対する意見の募集を行ったため、素案全体を資料とさせていただきました。事業の区分につきましては、『男女共同参画推進委員会』からの現プランを検証した報告書を参考にしながら、審議会の中で審議された結果を素案として掲載しています。また、カタカナ語につきましては、極力わかりやすい表現に努めており、最低限男女共同参画の施策の中で周知したい言葉については、用語解説をつけた上で使用させていただいています。ご理解をお願いいたします。」としました。

19番の意見です。こちらは素案ではなく、国の第3次の計画についてです。「国の第3次の男女共同参画社会基本計画は問題だらけで、女性優遇のため、男性の人権を侵害しているものとする。国の動きとは別に独自に男女共同参画行政の見直しを行うことも必要とする。このことについての市の見解、対応を示してほしい。」ということ。審議会の考え方としては、「国の第3次男女共同参画社会基本計画については、『男女共同参画社会基本法』における男女共同参画の定義及び基本理念、基本的考え方に基づくものであります。審議会においても国の計画に基づき、本計画を考えました。」としました。

会長

ありがとうございました。目標の男女共同参画の総合的推進とその他というところで、何かご意見ございますか。

委員

14の部分で「男女共同参画センターの設置に向けて検討を進めていきます」としてありますが、答申の資料P53は「進めます」と表現されています。どちらになるのでしょうか。どちらでも問題はないと思いますが。

副会長

「進めます」の方が前向きな感じがしますので、「進めます」の方がいいのではないのでしょうか。

事務局

その方が簡潔でいいかもしれないですね。また、前触れで「社会教育複合施設でも検討がはじまっています」ということにも触れていますので。

会長

では、「進めます」をお願いいたします。その他に何かございますか。前に戻っていただいても構いません。審議会として回答していますので、私たちが責任を持つことになりますから。

会長

他にご意見があるようでしたら、後の時間でも結構ですのでお願いいたします。

2番目の「プランの答申素案」についてです。お手元の資料をご覧ください。事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

お手元にある「プランの答申素案」の資料をご覧ください。先ほどのパブリックコメントで訂正する箇所に関しては後ほど確認をいたします。

P3について。変更になった部分が赤字で修正されています。当初は「今後の課題が確認されています」との表現でしたが、簡略すぎるのではとのご意見をいただきまして資料のように修正させていただきました。

P5です。プランのものと答申のことですのでこの部分は答申には記載しませんが、計画書には記載される部分です。

P7人権の尊重の部分については、先ほどのパブリックコメントの結果により修正させていただいています。前回の審議会でデザインについて意見をいただいていたので、四つ葉のクローバーにデザインを変更してみました。このデザインについてはご意見をいただきたいと思います。

内容に関してはパブコメの素案と同じになっていますので、大きな変更はございません。そして、「男女共同参画の総合的推進」については、パブリックコメントでもありましたように、「検討を進めます」との表現に改め、またその下の文章についても「男女共同参画を進めることが必要です」という表現だったのですが、こちらも「進めます」と修正しました。資料編については、今回初めて添付させていただきました。「市民意識・実態調査」についての資料と男女共同参画についての年表を掲載しています。ジェス21については初めの方に年表がついていたのですが、今回は資料編に掲載しました。そして、憲法や東京都男女平等参画基本条例、DV法等を掲載しています。最後の方にはプラン審議会の条例と委員名簿、開催経過です。そして、庁内の検討委員会の要綱、名簿、開催経過を掲載しています。

会長

全体がこのようになるということですね。色合いも含めてご意見があったらお願いいたします。

委員

P7については、以前よりデザインもいいと思います。

委員

グラデーションがかかっているところに、文字がかかっているところがありますが、この部分はコピーしたときに文字が見づらくならないでしょうか。

事務局

P 97 に審議会委員の名簿がありますが、これは市の他の様々な分野計画とのバランスを見て、各条例に基づいて委員さんには出席してもらっていますので、場合によっては「所属団体等」の部分の記載の仕方を変更させていただくかもしれません。条例では、「学識経験のある者、関係市民団体の代表者、公募による市民」と記載していますので、「市民委員」ではなく、「公募による市民」というように調整します。

会長

今後変わりうるということですね。これは「答申素案」であってプランはまた別に作られるのですか。

事務局

基本的には今回は審議会で審議していただいたことを最大限尊重し、そのまま市の計画とするという考えでいます。手続きとしましては、答申の後、市長が自ら計画を策定するとなるのですが、答申と寸分たがわないような計画になると思います。

会長

わかりました。何か他に意見はありますか。

副会長

細かいことなのですが、P 2 のエンパワーメントの説明についてですが、この言葉は確かに男女共同参画で使用される言葉ですが、他にも障害者支援や多文化共生の分野でも使用される言葉です。ですから、「特に『女性が力をつけること』について使われる言葉です」と言い切ってしまうと語弊があるかもしれないと思います。反面、男女共同参画プランの中なので、このままでもいいのではと考えてしまいました。本当はニュアンスでいうと「おさえつけられていたりして、本来は持っているポテンシャルなのですが、奪われていたものが回復する」というようなことに使われます。

会長

「持てる力を」ということですね。ただ、女性のこの分野でこの言葉を広めたということはあるのですが。

副会長

例えば、「特に」という言葉をとってしまうのはどうでしょう。

事務局

ジェス 21 では、「経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味。経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方である」という説明になっています。他の自治体を参考にして、男女共同参画プランの中で前向きな表現として説明をつけたということですが、そういう指摘があるのであればジェス 21 と同じ説明にしてもいいとは思いますが。

委員

ジェス 21 の説明の方がいいような気がします。「エンパワーメント」の「エン」という言葉は、結構よく使います。現在のは特定した言い方になってしまっています。ジェス 21 での説明の方が、一般論と後半で男女共同参画の分野での意味を使用していますからそちらの方がいいのではないのでしょうか。

事務局

「エンパワーメント」につきましては、検討させていただきたいと思います。

会長

他にないようでしたら、一度終りにして次に進みたいと思います。何かございましたら事務局までお願いいたします。

3のその他です。

事務局

2月14日(月)午後4時30分に、「男女共同参画プランの策定に向けての基本的な考え方と施策のあり方について」市長へ答申をします。藤原会長と柴田副会長にお願いをしています。

会長

ご質問ありますか。

確認が終りになってしまいましたが、前回の会議録について訂正等ありましたら事務局までお願いいたします。

第11回男女共同参画プラン審議会を閉会します。